

えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供準備事業費 補助金交付要綱

(目的)

第1条 えひめ南予きずな博実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業者に関する規程第4条の規定に基づき、認定を行った動画サービス提供事業者の事業実施準備に要する経費に対し、この要綱の定めるところにより、えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供準備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象事業費等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業費は、えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業者認定要綱第5条で認定された動画サービス提供事業者（以下「認定事業者」という。）が提供する動画サービスの実施準備に必要な経費であり、補助対象経費、補助金算定の対象となる額、補助率及び補助限度額は別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の交付を受けようとする認定事業者（以下「補助金交付申請者」という。）は、えひめ南予きずな博（以下「きずな博」という。）開催期間中に絶景ドローンスポットにて動画サービスを提供するものとする。なお、補助金の交付を受けた認定事業者は原則5年間事業を継続するものとする。

(交付申請)

第3条 補助金交付申請者は、えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供準備事業費補助金交付申請書（様式1）に次の書類を添えて、別に定める期日までに実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式2）
- (2) 事業予算書（様式3）
- (3) その他会長が必要と認める書類

(交付決定)

第4条 会長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、決定後、速やかに補助金交付申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更承認申請)

第5条 前条の規定により交付決定を受けた補助金交付申請者（以下「補助事業者」という。）は、内容又は補助金申請額を変更しようとするときは、あらかじめえひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供準備事業変更承認申請書（様式4）を、会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の概算払)

第6条 会長は、補助事業者の事業実施準備にあたり必要と認めたときは、補助金の一部を概算払することができる。

2 概算払の交付を受けようとするときは、えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供準備事業費補助金概算払請求書(様式5)に、会長が必要と認める書類を添えて、会長に提出するものとする。

(補助対象事業の中止及び廃止)

第7条 補助事業者は、実施準備を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめえひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供準備事業中止(廃止)承認申請書(様式6)を、会長に提出しなければならない。この場合において、概算払を受けた補助金は、会長に返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、会長が特に必要と認める場合には、この限りでない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、令和4年1月末までに、えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供準備事業完了報告書(様式7)に次の書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業結果報告書(様式8)
- (2) 事業決算書(様式9)
- (3) その他会長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第9条 会長は、前条に規定する事業完了報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の精算)

第10条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供準備事業費補助金精算払請求書(様式10)を、会長に提出し、補助金の精算を行うものとする。

(指導監督)

第11条 会長は、絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供の実施準備に関し、必要に応じて検査し指示を行い、又は報告を求めることができる。

(財産の管理及び処分)

第12条 会長は補助事業者に補助金の交付を決定する際には以下のとおり条件を付すものとする。

2 補助事業者が、当該事業によって取得し、または効用を増加させた財産(以下「取得財

産等」という。)について、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ会長の承認を受けなければならない(内閣総理大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。)。ただし、当該財産の取得価格又は増加価格が50万円未満のものは、この限りではない。

- 3 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を実行委員会に納付するものとする。
- 4 補助事業者は、取得財産等については、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(補助決定の取り消し等)

第13条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、会長はその全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき
- (2) この要綱により、会長に提出した書類に虚偽の記載があったとき
- (3) 暴力団又は暴力団員と関係があることが発覚したとき
- (4) その他絶景ドローンスポットによる動画サービス提供の実施について、不正な行為があったとき
- (5) 認定の取り消しを受けたとき

(報告等)

第14条 補助事業者は、交付決定日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後2月以内に、補助事業に係る過去1年間の事業実施状況について、えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業実施状況報告書(様式11)に別に定める書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年10月20日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象経費	補助金算定の対象となる額	補助率及び補助限度額
<p>補助事業者が補助対象事業を実施するのに要する次に掲げる準備経費</p> <p>(1) ドローン購入費（水中ドローン含む）</p> <p>(2) 上記（1）に付随する必要経費（替えバッテリー等）</p> <p>(3) アクションカメラ等撮影機材費</p> <p>(4) その他会長が適当と認める経費</p>	<p>補助対象事業に要する経費から次の経費を除いた額</p> <p>(1) 消費税及び地方消費税相当額</p> <p>(2) その他会長が不適切と認める経費</p>	<p>補助率は、補助金算定の対象となる額の 3/4 以内とし、補助限度額は 250 千円以内とする。</p>

ただし、下記の条件を付するものとする。

- 1 事業実施のために直接必要となるものを補助対象経費とする。
- 2 用途が不明なものについては、補助の対象にならない。

(様式 1)

えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供準備
事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日

えひめ南予きずな博実行委員会会長 様

〔申請者〕

所在地

事業者名称

代表者

印

えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供準備事業を下記のとおり実施したいので、えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供準備事業費補助金交付要綱第 3 条の規定により、補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業の名称
- 2 準備事業に要する経費 円
うち補助対象経費 円
うち補助申請額 円
- 3 事業計画書
別紙様式 2 のとおり
- 4 事業予算書
別紙様式 3 のとおり
- 5 その他

(様式2)

事業計画書

1 準備事業の目的

2 事業の内容

えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業者認定要綱第4条に規定するえひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業計画書(様式)のとおり(添付)

3 経費の内訳

区分	事業費 (A+B)	負担区分	
		補助金申請額 (A)	自主財源 (B)
計			

(注) 区分の欄には、ドローン購入費、アクションカメラ購入費などを記載して下さい。

4 事業実施準備予定期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

5 代表者連絡先

住所 〒

氏名

連絡先 TEL

FAX

E-MAIL

(様式3)

事業予算書

1 収入の部

区 分	金 額	備 考
計		

2 支出の部

区 分	金 額	備 考
計		

(様式4)

えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供準備
事業変更承認申請書

令和 年 月 日

えひめ南予きずな博実行委員会会長 様

[申請者]

所在地

事業者名称

代表者

印

令和 年 月 日付 第 号で、補助金交付決定の通知があったえひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供準備事業を、下記のとおり変更したいので、えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供準備事業費補助金交付要綱第5条の規定により、その承認を申請します。

記

(記以下の記載要領は、様式1～様式3に準ずるものとし、その場合「事業の目的」は「変更の理由」とすること。)

(様式5)

えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供準備
事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日

えひめ南予きずな博実行委員会会長 様

[申請者]

所在地

事業者名称

代表者

印

令和 年 月 日付 第 号で、補助金交付決定の通知があったえひめ南予きずな博
絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供準備事業費補助金について、えひめ南予き
ずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供準備事業補助金交付要綱第6条の
規定により、下記のとおり請求します。

記

一金	円也	
(内訳)		
交付決定通知額	金	円也
今回請求額	金	円也
残額	金	円也

(注) 概算払を必要とする理由書を添付すること。

(様式6)

えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供準備
事業中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日

えひめ南予きずな博実行委員会会長 様

[申請者]

所在地

事業者名称

代表者

印

令和 年 月 日付 第 号で、補助金交付決定の通知があったえひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供準備事業を中止(廃止)したいので、えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供準備事業費補助金交付要綱第7条の規定により、その承認を申請します。

記

1 事業の中止(廃止)の理由

2 中止の期間(廃止)の時期

(様式 7)

えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供準備事業
完了報告書

令和 年 月 日

えひめ南予きずな博実行委員会会長 様

[申請者]

所在地

事業者名称

代表者

印

令和 年 月 日付 第 号で、補助金交付決定の通知があったえひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供準備事業の完了（実績）について、えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供準備事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業の名称
- 2 準備事業に要した経費 円
うち補助対象経費 円
うち補助申請額 円
- 3 事業結果報告書
別紙様式 8 のとおり
- 4 事業決算書
別紙様式 9 のとおり

(様式 8)

事業結果報告書

1 準備事業の成果

2 経費の内訳

区 分	事業費 (A+B)	負 担 区 分	
		補助金額 (A)	自主財源 (B)
計			

(注) 区分の欄には、ドローン購入費、アクションカメラ購入費などを記載して下さい。

3 事業実施準備期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4 添付書類

- ・領収書、写真等

(様式9)

事業決算書

1 収入の部

区 分	金 額	備 考
計		

2 支出の部

区 分	金 額	備 考
計		

(様式 10)

えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供準備
事業費補助金精算払請求書

令和 年 月 日

えひめ南予きずな博実行委員会会長 様

[申請者]

所在地

事業者名称

代表者

印

令和 年 月 日付 第 号で、補助金交付決定の通知があったえひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供準備事業費補助金について、えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供準備事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金	円也	
(内訳)		
交付決定通知額	金	円也
概算払受領済額	金	円也
今回請求額	金	円也

(様式 11)

えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業
実施状況報告書

令和 年 月 日

えひめ南予きずな博実行委員会会長 様

[申請者]

所在地

事業者名称

代表者

印

令和 年 月 日付 第 号で、補助金交付決定の通知があったえひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業者が実施する動画サービス提供事業の実施状況について、えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供準備事業費補助金交付要綱第 14 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業の名称

2 事業の実施地域

3 事業の実施状況

(※) 補助金の交付を受けた事業計画の実施状況について詳細に記載すること。

4 補助事業の成果

(1) 補助事業により準備した動画サービスの利用者数

(単位：人)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
補助事業 利用者数					

(2) その他

※必要に応じて記載

(添付資料)

- ・実施状況のわかる写真やチラシ等